

しんまちだよりネットワーク版

住まいの防火防災について

☆火災や震災による被害は高齢者が半数以上

令和 4 年 1 月からの半年で東京消防庁管内における住宅火災による死者は 52 人、このうち 65 歳以上の高齢者は 44 人で、8 割以上を高齢者が占めています。また、首都直下地震による被害想定死者のうち過半数が高齢者や障害者と予想されています。

☆住宅火災の原因

令和 3 年の府中市内の火災原因として最も多いのは「電気関係」に関する火災です。電気火災の最大の特徴は「火のない場所から発火する」ことです。電気コード内部の銅線が切れることによる半断線火災、電気プラグの隙間のほこりに湿気など水分がたまることにより出火するトラッキング火災などがあります。コンセントが変色していたり、熱を持ち熱くなっていたら、電気屋さんに見てもらって、新しいものに交換するなどの対応が必要です。



☆住まいの防火防災診断

府中消防署では火災のほか地震や住宅内事故などの災害から命を守るため、高齢者や障害のある方のご自宅を訪問し、住宅内の危険な個所に対し総合的に診断、改善の指導をしています。

コロナ禍で防火防災訓練が難しかったこの 2 年ですが、9 月の防火防災訓練を前に、自治会活動の一環として防火防災診断を消防署に依頼するなど検討してみたいかがでしょうか。

☆防火防災の対策がご自分では難しい場合

コンセント周りの掃除は家具を動かさないとできない、火災警報器の電池交換ができない、地震に備えるための家具転倒防止器具がつけられないなど、高齢者だけの世帯では対応が難しい場合もあるかと思えます。介護保険のヘルパーさんを利用されているお宅でも、こうした内容のお手伝いはできません。シルバー人材センターや便利屋さんなどに依頼するなどの方法がありますが、「わがまちささえあい協議会」が「ちょこっとお手伝い」を行っています。こうした地域の助け合いのサービスを利用してみたいかがでしょうか。(問い合わせはしんまち包括まで)